

【介護保険における住宅改修の内容は？】

★ 介護を必要とする人が、住みなれた自宅で安全に生活できるように、小規模な改修をした場合に、介護保険の給付を受けることができます。その内容はつぎのとおりです。

1 介護保険の住宅改修を利用できる人

市町村において介護保険の要介護・要支援認定を受け、要支援1・2若しくは要介護1～5のいずれかに認定された人で、在宅生活を送っている人。

2 改修できる住宅

介護保険被保険者証に記載された住所に所在する住宅

3 介護保険の給付対象となる住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

転倒の予防や移動をスムーズに行うために取り付けるものです。

なお、取付けに工事を伴わない手すりは、住宅改修の給付対象として認められません。

(2) 段差の解消

段差を解消するために行うものです。

具体的には、敷居を低くしたり、スロープの設置をしたり、床のかさ上げをしたりするもの等があげられます。

なお、取付けに工事を伴わないスロープ、すのこ等の設置、昇降機等動力による段差解消機器の設置は、住宅改修の給付対象として認められません。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

転倒の予防や移動をスムーズに行うため、床及び通路面の材料を変更するものです。

具体的には、畳・タイル等滑りやすい材質からフローリング・ビニル系材等滑りにくい材質への変更等があげられます。

なお、取付けに工事を伴わないものは、住宅改修の給付対象として認められません。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も給付対象となります。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事が対象となります。

なお、福祉用具購入費支給対象である腰掛便座の設置は、住宅改修の給付

対象として認められません。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ①手すりの取付けのための壁の下地補強
- ②浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事
- ③床材の変更のための下地の補修や根太の補強
- ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化工事を除く)、床材の変更

4 住宅改修の流れ

- ① 要介護認定申請をし、要支援1・2又は要介護1～5の認定を受ける。
- ② 居宅介護支援事業者等に「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼する。
(ケアプラン作成依頼をしている場合は担当のケアマネジャーに依頼してください。)
- ③ 本人・家族・ケアマネジャー・工事業者等で、住宅改修の内容を検討。
- ④ 事前申請に必要な書類を用意する。(改修前の写真を日付入りで撮る等)
- ⑤ 市町村担当課に事前申請の書類を提出(事前申請の提出書類については、市町村で確認ください。)し、審査を受ける。
- ⑥ 事前申請の承認を受けた後に住宅改修工事を実施。
(着工日は原則在宅であること。改修後の写真を日付入りで撮る。)
- ⑦ 工事業者へ工事費(受領委任払いの場合は利用者負担分)を支払い、被保険者本人宛の領収証及び工事費内訳書を受け取る。
- ⑧ 市町村へ完了の報告と領収証、完成後の写真等を提出する。(完了報告の提出書類については市町村に確認ください。)
- ⑨ 市町村が提出書類の内容等を審査後、指定の口座に振り込みます。通常、完了報告の書類提出月の翌月の市町村指定日の入金になります。

「償還払いの場合」

※ 償還払いとは、改修費用をいったん支払ったのち、申請により保険給付分が住宅改修費としてあとで支給される方法です。

「受領委任払いの場合」

※ 受領委任払いとは、改修費用のうち利用者負担分のみを工事業者に支払い、保険給付分は委任を受けた工事業者に直接支払われる方法です。